

労働基準広報 2016 No.1883

3/21

CONTENTS

特別寄稿 なくそう！ 違法な定額残業手当制度 ————— 6

～判断基準となる三点セット～

定額残業手当制度でも法定の割増賃金額を下回れば違法に

時間外労働等の割増賃金を一定額で支払う定額残業手当制度が、残業代を削減するため、職員募集時に給与を多く見せようとする等の違法・不当な目的で利用され、社会問題化している。東内氏は、定額残業手当制度が合法的であるためには、①通常の労働時間又は労働日の賃金が明確であること、②定額残業手当の額が明確であること、③法定時間外労働時間数が明確であること（法定の割増賃金額を下回っている場合は差額が支払われていること）——の「三点セット」が必要だと指摘している。

（一般社団法人労務安全監査センター代表理事 東内一明）

●トピック／正社員転換・待遇改善 実現プランが策定！ ————— 19

助成金の活用促進などに取り組み 不本意非正規を5年で10%以下に

正社員転換・待遇改善のための5ヵ年計画定める平成28年1月28日策定の「正社員転換・待遇改善実現プラン」では、「キャリアアップ助成金」の活用促進などによって、今後5年で不本意ながらも非正規雇用労働者として働く「不本意非正規雇用労働者」の割合を10%以下とすることが定められている。
（編集部）

●裁判例から学ぶ予防法務〈第18回〉 ————— 24

新和産業事件

（大阪高裁 平成25年4月25日判決）

退職勧奨拒否後の配転命令無効確認と賃金等の請求

客観的理由がない「適性を欠く」との主張は後付けとみなされる

（弁護士・井澤慎次）

●NEWS ————— 1

（厚労省・過重労働解消に向けた重点監督の結果）違法残業や賃金不払残業の違反率73.9% /（労災就学援護費の額を引上げ）28年4月1日から中学校在学者月額1万7000円に /（27年賃金構造基本統計調査結果）所定内給与は2年連続して増加の30万4000円に /ほか

●レポート／キャリア権推進ネットワーク 第4回コミュニケーションサロン ————— 38

面白法人カヤック人事部長・柴田氏 社員が当事者意識持つ秘訣など講演

（編集部）

●連載 労働スクランブル④⑤（労働評論家・飯田康夫） — 40 ●労務資料 平成27年賃金構造基本統計調査結果①～初任給～ — 42 ●わたしの監督雑感 岐阜・岐阜八幡労働基準監督署長 平林健生 — 54 ●今月の資料室 — 56

労務相談室

回答者

安全衛生	〔育休中や私傷病休職中の者〕ストレスチェックの実施は	48	弁護士・新弘江
解雇・退職	〔喫煙者の不採用の企業で社員の喫煙発覚〕解雇できるか	50	弁護士・荻谷聡史
募集・採用	〔募集・採用に当たり入寮を要件〕居住移転の自由に反し問題か	52	弁護士・小川和晃